AK0611 RO3 R040317

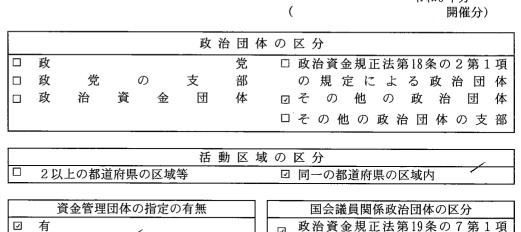
#### 収支報告書

Year of the grant of the grant

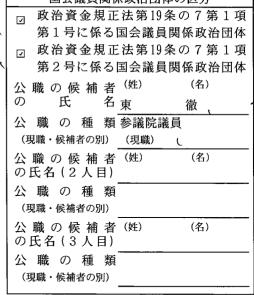
令和3年分

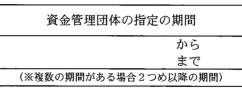
(ふりがな)	おおさかふくしゅとり	けんきゅうかい、		
1政治団体の名称	大阪副首都研究会	×		□ 政 □ 政 党
2 主たる事務所の所在地	大阪府大阪市住之江区	区東加賀屋4-5-19	<b>×</b>	口 政 治 資
- 3 代 表 者 の 氏 名	(姓) 東	(名) 徹 入		□ 2以上の都道府
4 会計責任者の氏名	(姓) 髙野	(名) 隆宏		資金管理団体
事務担当者の氏名 (姓) 終谷	(名) 龍哉	_	l	<ul><li>☑ 有</li><li>□ 無</li><li>公 職 の 種 類 룋</li><li>(現職・候補者の別)</li></ul>
(電話) 06-6681-03				(現職・候補者の別)     資金管理団体の届   出をした者の氏名 <sub>買</sub>
(電話)				
(電話)				
今 4年 3. 13 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20 20	17			½ ∧ Æ ™ □ 1
				資金管理団体

100300



_		資金	·管王	里団	体の指定	<b>の</b> 7	有無		7
V	有				/				1
	無								
公	職	の	種	類	参議院議	員	Х		
(Đ	見職・	候補	者の	列)	(現職)				
資金	金管	理団	]体の	口届	(姓)		(名)		
出	をし	た者	fのE	氏名	東		徹	/	





国会議員関係政治団体に関する 特例の適用期間 から まで (※複数の期間がある場合2つめ以降の期間)

### 収支の状況

#### 1 収支の総括表

収 入 総 額	17, 501, 658
(前年からの繰越額)	14, 501, 568 ×
(本年の収入額)	$3,000,090\  imes$
支 出 総 額	195, 359 ×
翌年への繰越額	17, 306, 299

#### 2 収入項目別金額の内訳

(1) 個	引人の負担する党費又は会費	
金	額	0
員	数 (党費又は会費を納入した人の数)	0

(2) 寄 附				
ア 寄附(イを除く。)の区分	金	額	備	考
(ア) 個 人 か ら の 寄 附		1, 000, 000	X	
(うち特定寄附)		0		
(イ) 法人その他の団体からの寄附		0		
(か)政治団体からの寄附		2, 000, 000	×	
小 計 (ア) + (イ) + (ウ)		3, 000, 000	X	
(寄附のうち寄附のあっせんによるもの)		0		
イ 政党匿名寄附		0		
合 計 (ア + イ)		3, 000, 000	X	

(その6)

	(6) その他の収入				
行番号	摘    要	金	額	備	考
1					<del></del>
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
	この頁の小計		0		
	1 件 10 万 円 未 満 の も の		90		
	合 計		90		

(その7)

	(7) 寄附の内訳			寄附者の区分 1. 個人		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金額	年月日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在 地)	職業 (団体にあっては、代 表者の氏名)	備考
1	濵田憲治	1, 000, 000	R3/1/19	大阪市住之江区南加賀屋4-18-22	無職	
2		/				
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12			·			
13						
14						
15						
	この頁の小計	1, 000, 000	۲			
	その他の寄附	0				
	合 計	1, 000, 000	<b>&gt;</b>			

(その7)

合

計

	(7) 寄附の内訳				寄附者の区分 3. 政治団体		
行番号	寄附者の氏名 (団体にあっては、その名称)	金	額	年 月 日	住所 (団体にあっては、主たる事務所の所在 地)	職業 (団体にあっては、代 表者の氏名)	備考
1	日本維新の会国会議員団		1, 000, 000	R3/6/30	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場 伸幸	
2	日本維新の会国会議員団		1, 000, 000	R3/11/1	東京都千代田区永田町2-17-3-503	馬場 伸幸	
3			•				
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計		2, 000, 000				
			0	1 `			

2, 000, 000

#### (その13)

#### 3 支出項目別金額の内訳

0 文田吳口乃並根。					
(1) 支出の総括	表				
項 目 目			金	備	考
				本部又は支部に対して 供与した交付金に係る支出	
1 経 常	経	費			
(1) 人	件 ————————————————————————————————————	費	0	0	
(2) 光 熱	水	費	0	0	
(3) 備 品 ・	消 耗 品	費	3, 972	× 0	# TO THE TOTAL TOT
(4) 事 務	<u>所</u>	費	58, 381	× 0	
小	計 ————		62, 353	ζ 0	
2 政 治	活 動	費			
(1) 組 織	活動	費	133, 006	× 0	
(2) 選 挙	関 係	費	0	0	
(3) 機関紙誌の乳	発行その他の事	業費	0	0	
ア機関紙誌	の発行事業	<b>養</b>	0	0	
イ 宣 伝	事 業	費	0	0	
ウ 政治資金パ	ーティー開催事	業費	0	0	
エその他	の事業	費	0	0	
(4) 調 査	<del></del>	費	0	0	
(5) 寄 附	<ul><li>交 付</li></ul>	金	0	0	
(6) そ の 4	他の経	費	0	0	
小	計		133, 006	0	
<u></u>	計		195, 359	-	•

(その14)

	(2) 経常経費(人件費を除	 :く。)の内訳	項		3. 備品・消耗品費	
行番号	支出の目的	金 額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主た る事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計		0			
	その他の支出	3, 9				
	合 計	3, 9	72 ×			

(その14)

合

計

	(2) 経常経費(人件費を除	く。)の内訳	項	目 別 区 分	4.事務所費	
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所 (団体にあっては、主た る事務所の所在地)	備考
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
	この頁の小計	0	-1			
	その他の支出	58, 381				

 $\searrow$ 

計

	(9) 办外还私妻《中刊		775		1. 組織活動費		
	(3) 政治活動費の内訳		項	目 別 区 分	涉外費		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	0			-		
	その他の支出	6, 456	]				

1

計

	(9) 水沙江私弗の山田				1. 組織活動費		
	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		会議費		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地)	備考	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	0					
	その他の支出	7, 820					

1

					1. 組織活動費		
	(3) 政治活動費の内訳		項目別区分		旅費交通費		
行番号	支出の目的	金額	年月日	支出を受けた者の氏名 (団体にあっては、その名称)	支出を受けた者の住所(団体にあっては、主 たる事務所の所在地) 備 考		
1	航空券代	87, 260	R3/10/18	㈱JTB国会内店	東京都千代田区永田町2-2-1 衆議院 第一議員会館内地下4階 /		
2	宿泊代	30, 470	R3/10/21	JRタワーホテル日航札幌 /	札幌市中央区北5条西2丁目5番地 /		
3			7				
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
	この頁の小計	117, 730	<				
	その他の支出	1, 000	`				

/

(その17)

### 資産等の状況

#### 1 資産等の総括表

資産等の有無								
資産等の項目別区分	有	無	備考					
ア 土 地		· ·						
イ 建 物		<b>\</b>						
ウ 建物の所有を目的とする地上権又は土地の賃借権		V						
エ 取 得 の 価 額 が 100 万 円 を 超 え る 動 産		<b>▽</b>						
オ 預金(普通預金及び当座預金を除く。) 又 は 貯 金 ( 普 通 貯 金 を 除 く。)		<b>V</b>						
力 金 銭 信 託		V						
+ 有 価 証 券		Ŋ						
ク 出 資 に よ る 権 利		<b>\</b>						
ケ 貸付先ごとの残高が100万円を超える貸付金		V						
コ 支払われた金額が100万円を超える敷金		V						
サ 取得の価額が100万円を超える施設の利用に関する権 <u>利</u>		V						
シ 借入先ごとの残高が100万円を超える借入金		☑ ×						

#### 宣 書

添付書類 (別添のとおり)

- 1 領収書等の写し  $\Box$
- 2 監査意見書(政党及び政治資金団体に限る。) П
- 3 政治資金監査報告書(国会議員関係政治団体に限る。) 7

この報告書は、政治資金規正法に従って作成したものであって、真実に相違ありません。

令和4年 3月 15日

政治団体の名称

大阪副首都研究会

会計責任者の氏名

髙野

代表者の氏名 (代表者については解散時のみ記入すること)

# 政治資金監査報告書

令和4年3月15日,

大阪副首都研究会 代表 東 徹 殿

登録政治資金監査人**於足难表** 登 錄 番 号 第 4555 号 研修修了年月日 平成26年1月29日

## 1 監査の概要

- (1) 私は、政治資金規正法 (以下「法」という。) 第19条の13第1項の規定に基づき、 支出に関する政治資金監査を行った。/ 領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る 大阪副首都研究会の令和3年に係る法第12条第1項に規定する収支報告書のすべての期間を対象として、当該収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、 支出目的書(支出の目的が記載された振込明細書の写しを含む。以下同じ。) について、
- (2)化委員会が定める「政治資金監査に関する具体的な指針」(以下「政治資金監査マニュ アル」という。)に基づき行った。 この政治資金監査は、法第19条の13第2項に定めるところにより政治資金適正
- (3) 私の責任は、外部性を有する第三者として、国会議員関係政治団体の会計責任者の作 成又は徴取した収支報告書並びに当該収支報告書に係る会計帳簿、明細書、領収書等、 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書 について、政治資金監査マニュアルに基づき政治資金監査を行った結果を報告するこ とにある。
- (4)この政治資金監査は、 大阪副首都研究会の主たる事務所において行った

## 2 監査の結果

私が実施した政治資金監査の結果は、以下のとおりである。

- (1) 法第19条の13第2項第1号に規定する事項について、会計帳簿、明細書、領収書 的書が保存されていた。 領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目
- (2) 法第1 係政治団体の会計責任者が当該会計帳簿を備えていた 員関係政治団体に係るその年における支出の状況が記載され、かつ、 9条の13第2項第2号に規定する事項について、会計帳簿には、当該国会議 当該国会議員関

- (3)いた。 する収支報告書は、会計帳簿、明細書、領収書等、領収書等を徴し難かった支出の明細書、振込明細書及び振込明細書に係る支出目的書に基づいて支出の状況が表示されて 法第19条の13第2項第3号に規定する事項について、法第12条第1項に規定
- (4) 法第19条の13第2項第4号に規定する事項について、領収書等を徴し難かった 支出の明細書及び振込明細書に係る支出目的書は、会計帳簿に基づいて記載されてい

### 3 業務制限

ない。 大阪副首都研究会と私との間には、 法第19条の13第5項の規定に違反する事実は

間においても、同様である。 大阪副首都研究会と政治資金監査の業務を補助した使用人その他の従業者との

以上